

ひめやら



杉井法律事務所 〒186-0013 東京都国立市青柳3丁目14番6 TEL.042-548-8675 FAX.042-548-8676



2カ月半で80%が解決

杉井 司法改革の中で2006年4月から始まった労働審判制度では、2カ月半で80%が解決していると評判になっています。労働審判は、3回の期日で結論を出さなければいけないという制度になっていて、統計を見ると、平均審理期間が2007年度で74日、約2カ月半です。全国で1年間の申立件数が1163件。調停の成立率は69%、審判になったのが20%、取り下げが8%、その他3%。審判になった事件のうち異議申立されて訴訟に移行した事

対談 いかそう労働審判 —市民参加の労働裁判—

鈴木 孝慈 さん

杉井 厳一 弁護士



1回で話がつくことも結構あるんです。金銭の問題とかね。ところが中小企業の場合、社長さんが来ればすぐに解決するんだけど、部長なんか来て、私の一存ではどうにもできない、1回持ち帰りというのがあります。

また退職金支払いの申立ての例ですが、この件は、退職金について使用者側も支払には応じるっていましたが支給額に大きな開きがありました。1回の途中で休憩をとり、審判する側3人で解決方法を相談しました。その中で使用者側審判員から中小企業退職金共済のモデルを参考にし、和解案を提案したらどうかということになり、次回までに用意して和解案を提案し、2回目提案にそった解決がなされました。

審判員が加わることによる 説得力

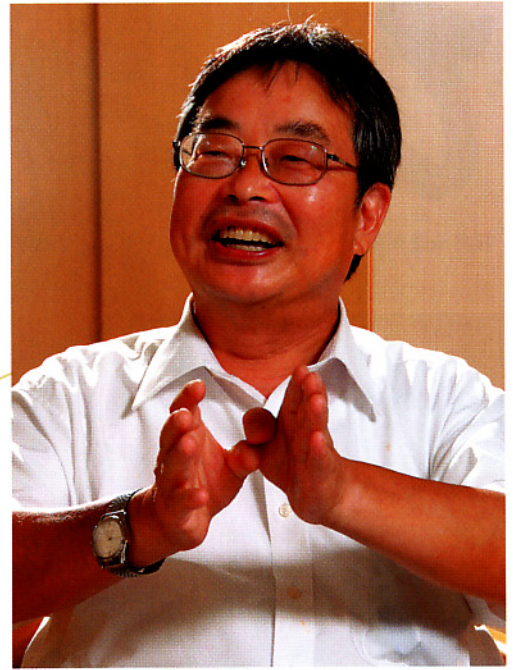
もうひとつは、裁判官と労使の審判員と一緒に説得するのがいいのでしょね。使用者に対しては使用者側の審判員が賃金や退職金を払えないとか解雇を撤回できないという話をする。労働者には労働者側の審判員が説得する。

杉井 脅かしているんでしょう、それは。(笑)

鈴木 審判官はそんなことをいえないんだけど、審判員の先生方がいらっしゃるから、説得できるってことです。

杉井 なるほどね。これだけ説得力がある制度になっているというのは、やっぱり労使の審判員が入っていることによる説得力でしょうね。制度を作るさいの日弁連の議論では、解雇撤回を求めて本気に職場復帰したい人の場合には、労働審判はあまり適切ではないのではないかといわれていたんだけど、実態としてはどうなんだろう。

鈴木 本格的に解雇撤回を争わなきゃいけないという事件は、申立人側も3回ぐらいの審議で判断されちゃ困るから申立てないという傾向はありますね。ただ、こういうのがありました。今解雇されると厚生年金の受給資格がなくなるから3年間は絶対戻りたいという申立てでした。会社側はだめだといって、これは結局審判になって地位保全をしたんです。57歳くらいの女性の方だったんだけど、書記官に後で聞いたら、使用者側は異議申立をしないで、そのまま3年雇うことになったって聞いてましたね。



鈴木 孝慈 さん
(すずき たかじ)

1945年山形県生まれ
64年上京後川崎で大沢製作所に勤務し専用機の製造に従事。69年同社労組委員長になり、その後川崎未組織センター、川崎労連、川崎地域労組など川崎、神奈川における労働組合運動にかかわり、労働訴訟も多数経験してきた。2006年4月に横浜地方裁判所の労働審判員に就任し、現在2期目。

側の審判員は、原則非公開なんだと反対しました。私は労働組合の立場から全体を常識的に判断するうえで労働組合の傍聴も必要な場合もあるんだといったんです。そのときの審判官は、労働審判というのは原則非公開だけど、しかし必要な場合はそういう人の参加、傍聴ができるというてくれまして。15分ぐらい議論して決をとりました。

ことを考えるときあるんですかねって聞かれて、最初何を聞かれてるのかわからなかった。裁判官は私なんか仕事のことはずぐ忘れるようにしているというんです。

杉井 職業として仕事をやっているって、そうなんじゃないかな。

鈴木 例えば普通の労働者は解雇と会社からいわれたら文書なんかもらわなくて会社に行かなくなってしまう。しかし裁判官は、解雇と口でいわれただけで文書もないし同意もしてないのになぜ出社しないのかという。

杉井 それがわからない。

鈴木 考えてみたら、裁判官を罷免するには国会の承認が必要だから、やっぱり特別な人なんだね。ただ、私たちと接触したら、裁判所の中と法廷だけの人間関係じゃなくて、もっと幅の広い裁判官が出てくるんじゃないかな。

杉井 そうですね。労働裁判に、あなた方のように専門家であっても法律家じゃない人が参加する、あるいは裁判員制度で市民が参加するというのは、裁判所と裁判官にとっては根本的な発想の転換なんですね。制度的にあなた方と付き合っ一緒の議論をして、今あなたがいわれたようなことをやるというのは、裁判所あるいは裁判官というものの質を変えていくような転換だと思っんですね。

ただ、そんなこといったって、実際は変わらないで市民のほうを騙されちゃうんじゃないかとか、裁判員制度になったって裁判官に説得されちゃうんじゃないかという人もいます。そういう部分ももちろんあるんですけど、そういう部分もまた大きいから、それが日本の裁判を変えてい

杉井 率直に聞きますが、本当は職場に戻りたいと解雇撤回を求めているのに、金銭解決を押し付けられちゃうというか、要求を切り下げられちゃうという役割を果たす危険はないでしょうか。

鈴木 それは、申立人と代理人弁護士との奮闘次第だと思いますね。本裁判でやるという構えが少ないんですよ。弁護士があるんまり粘らないですね。金銭解決になる申立ての多くは、会社のやり方というか、経営側のまずい処置を怒って申立てたもの本気で会社に戻るつもりが無い人は金銭解決でも満足しているのじゃないかな。

裁判官と審判員

杉井 少し審理の仕方を教えて下さい。

鈴木 申立書が出ますよね。証拠がついてきます。相手から答弁書がきます。私たち審判員は1時間前には裁判所に来て、審判員同士で審判官がいない間に、どういう方向でいくかって話なんです。その後審判官が来て審判開始前に約30分間進行協議をす

るんです。この事件はどういうふうな解決すればいいのか、調停でいいのか、審判になるのかというのをあらかじめ協議する。審判官は、審判員の意見を最初に聞いて、審判ではぜひ審判員の先生方も質問してく

ださいとか、対等なんだから意見が合わなければ審判官の意見だからということと遠慮なさらないでということもいわれまして。審判官が審判員を理解しようと努力しているとは感じますね。

杉井 第1回から証人尋問をやることも多いようですね。

鈴木 そうです。まず申立人から聞きましようか、相手方から聞きましようかと打ち合わせて、結構相手方から聞くときもあるんです。

杉井 審判官と労使の審判員は対等な権利をもって裁判するとされているのですが、評決をとることもあるのですか。

鈴木 審判の醍醐味は、意見が分かれたときの評決です。ある事件で傍聴者を入れてくれという申請があったんです。使用者

裁判所と裁判官の質的転換へ

杉井 あなたはこれまでいろいろな労働争議で裁判所に行って、裁判官を外から見 てきたでしょう。中へ入ってみて、裁判官に対する見方がこんなに違ったとか、そういう印象があったら聞かせてくれませんか。

鈴木 庶民の感覚というのがわかっていないなと思うことがありますね。若い裁判官から、みなさんは、家に帰っても仕事の



労働審判とは

労働事件を、裁判官(審判官)と労使の審判員の合議で短期間に解決する裁判制度。

2006年4月に全国の地方裁判所本庁で発足した。原則として3回の期日で話し合いがつかなければ審判がくだされる。これに不服がある当事者は異議申立てができ、この場合は通常訴訟となるが、これまでの実績では80%以上の事件が訴訟にならないで3カ月以内に解決している。



く契機となると私は思っているんですけどね。あなたの話を聞いていて、非常におもしろかった。

鈴木 僕も、僕らは何の役割に立てるかと思ったとき、僕らの声を聞いてくれるのかとほんとうに心配だったですね。ただ、実は裁判所の人たちのほうが、それも法廷外の控室で会うときでも笑いをつくつてくれる。「先生、おはようございます」なんて、こう来るわけです。だから、そういう中で変わっていただければいいですね。

杉井 私は裁判所のほうも少し無理をしてやっている部分があると思う。それが本物になっていくかどうかは、これからですね。やっぱりあなた方の付き合いがポイントですね。

全労連からも審判員

杉井 ところで、横浜地裁の場合の労働審判員というのは、全体で何人いるんですか。

鈴木 使用者側の審判員が20人、労働者側

の審判員が20人、全体で40人です。審判員はいわゆる労働集中部第七民事部の裁判官の3名で、ひとつの事件に裁判官(審判官)1名と、使用者側審判員が1名、労働者側審判員が1名ということで、3名の合議(3人が同等の評決権を持つ)でやるんです。

杉井 労働者側審判員が20人いるんだけども、そのうち全労連から何名。

鈴木 4名です。

杉井 神奈川県では、歴史的に労働委員会の労働側参加に全労連を入れないで全部の参与を連合が独占しているということ、県を相手に裁判をやつて、公的機関である労働委員会の労働側参加に連合しか入れないのはおかしいと争ってきているんですね。今回の労働審判員には全労連からも4名の方が入っているというのは、僕は政治的に重要だと思えますね。

鈴木 そうですね。私たち全労連は、司法改革の中で労働審判制度が検討される段階から制度に参加する立場で学習してきました。

したし、弁護士との交流をやってきました。労働審判員の構成については、最高裁が、全労連をナショナルセンターとして認め、連合と構成人数の比率で選出することになったのです。

杉井 日弁連は、司法改革の中で刑事事件には陪審制度を、労働事件には労使の代表が入った参審制度を求めたんです。労働審判制度は調停と審判という形に変わったけども、日本の労働裁判の中で、労使の代表が、いわば裁判官と対等な権利を持つて裁判できるという、新しい制度が発足したということは大きな意味ですね。

鈴木 神奈川県に審判委員4人の枠が決まったとき、私は審判員に立候補したいと手を挙げました。審判に労使の代表が参画し、裁判官と対等な権利を持つて審判できる点が重要ですね。ただ労働審判制度はできましたがまだ改善しなければならぬ点もあるので、実際に参加しながら改善する方向で働きたいですね。

杉井 たとえば本庁だけでなく、川崎や

八王子などの大きな支部でも実施して欲しいですね。

鈴木 それも課題ですね。

審判員は労働組合活動家として最高の喜び

杉井 最後になりますが、労働審判員がこの間やってみて、あなた自身にとってよかったなと思うことは、どんなことだろう。かたがた参画するというのは、責任もあるわけですね。だから、失敗なんていうことはできないし、いいそびれましたということもできない。これ聞きたかったということのないように努力しながら、審判で自分が役に立っていると実感できるのがいいですね。

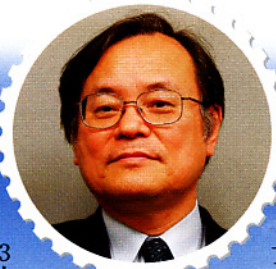
鈴木 私は1964年に川崎に出てきて40年ぐらいは労働組合運動をやっています。労働組合の委員長をやったり、いろんな労働争議を解決したけども、この新しい労働審判制度を「労働者の権利救済のひとつの制度」として充実させていく役割を果たせることは、労働組合活動家として最高の喜びです。

杉井 現場の労働者が裁判所の中に入って、労働紛争解決のためのひとつの力になっていくことが現実に見えるということは、これからの社会的なインフラや公正のあり方を考えるときに重要ですね。もうひとつ、私は、いま法テラスをやっているんですが、労働者の相談は多くて対応しきれない。賃金、退職金、解雇などこうした労働者の要求にこたえていく必要を痛感しています。労働審判を活用できたらいいですね。どうも本日はありがとうございます。



裁判員制度創設の一論議

東京経済大学教授 大出 良知



「とっておきの話」というのは、荷が重いので、「ちょっとした話」程度にさせてもらいます。

いよいよ来年5月には、裁判員裁判がはじまることになりましたが、内閣府に設けられた検討会の委員として制度設計に関わった際の裁判官と裁判員の人数についての議論の話です。

検討会では、裁判官の人数については、3人説が多数を占めていましたが、

2人説も有力だったと思います。また裁判員の人数については、3人説、4人説、5人説、6人説、11人説、12人説などが主張されていましたが、大括りにすれば、5人以下とする説が多数を占めていました。裁判員の人数を3ないし5人とする意見は、裁判官について3人説を採っており、裁判員6名以上とする意見の多数は、裁判官2人説を採っていました。ですから、裁判員の人数は、多くても5人が限度かとも思われました。

ところで、この裁判官と裁判官の人数についての意見の相異を生み出した最大のポイントは、裁判員の位置づけと役割についての理解の相異にあったといつてよいでしょう。

裁判官を3人とし、裁判員の人数を比較的少数とする意見は、これまでの裁判官のみによる裁判に基本的に問題がなかったという立場から主張されてきました。ですから、裁判員は、そのような裁判をよりよくするためのプラスαであり、そのαは、市民の社会常識ということになります。あくまでも裁判の中心はこれまで通り裁判官であり、全体の人数もこれまでと変わらない合議が可能な規模を

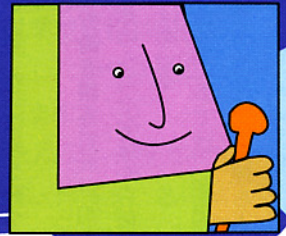
から、これまでの裁判官の地位・役割に拘泥することなく、裁判員が主体的・実質的に裁判に関与できるように、新たな視点から構成を見直そうというのです。裁判官と基本的に同一の権限を有する裁判員が加わる以上、裁判官が3人でなければならぬということにもなりません。

私の意見は、当然後者ですから、人数についても、裁判官2人、これは明確に主張していましたが、裁判員については、一番多い12人ということになっていました。「なっていました」というのは、理由があります。

実は、人数問題は最大の争点と目されていたため、この問題から議論をはじめると收拾がつかなくなると考えた座長が、当初この問題の棚上げを宣言していました。ところが、その座長が、唐突に私に、「裁判員は何人が良いと思っているの」と訊いてきたのです。「一瞬戸惑いましたが、直ぐに確か「多い方が良いでしょう」というように応えました。それ以後、メディアの報道する委員の主張する最多人数は、12人ということになりました。しかし、その時の私の真意は、裁判官と裁判員を合わせて陪審と同じ12人ぐらいと考えての発言でした。不意をつかれて、そこまでの説明ができず、周りが勝手に誤解したのを良いことにそのまま通したというのが真相でした。

今から考えれば、真意はともかく、12人といったことは重要だったと思っています。最終的に、12人にはなりませんでしたが、検討会の多数意見を越えて、裁判員6人になった国会での政治的綱引きに少しは影響したかもしれませんし、国民参加の実質を確保することが可能な最小限の人数にはなったと思うか

とっておきの話 連載 3



大出良知さんプロフィール

東京都立大学大学院から、静岡大学、九州大学教授を経て2007年から東京経済大学現代法学部教授。名張毒ぶどう酒事件など再審・えん罪事件や再審制度の研究者として知られる。

なるほど 問答

裁判員裁判

裁判員裁判が始まるみたいだけど裁判員ってどんなことなの？

簡単にいうと、3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に同等の立場で参加するの。被告人が有罪か無罪か、有罪だとしてどのくらいの刑かを決めるのよ。

そうか、じゃあ裁判員はどうやって選ばれるの？

最初は選挙人名簿からクジで裁判員候補者が選ばれるの。選ばれた人には、今年の12月頃に通知が届くはずよ。その裁判員候補者の中から事件ごとに又クジで候補者が選ばれて、裁判の6週間前に日時の連絡来て最終的に裁判の当日、候補者の中から6人の裁判員が選ばれることになるのよ。

もし選ばれたらどれぐらい裁判所に行くことになるの？

事前に裁判官、検察官、弁護士が争点を整理して審理計画をたてるのよ。裁判所は3日以内に終わらせたいといっているけど...

でも僕は仕事がすごく忙しいんだけど、裁判員を辞退できないかなあ？

ヨーロッパ旅行記

ぜいたくな絵画鑑賞の旅

杉井 静子

今にも降り出しそうな黒雲、画面の大半を占める曇り空から、わずかにのぞく青空。その下のレンガ造りの家並。フェルメールの「デルフトの眺望」は、17世紀の画家が生まれ暮らしたオランダ南西部のデルフトの街を今にそのまま伝えていました。

弁護士会多摩支部十周年記念のベルギー・オランダ旅行は、法律事務所訪問、国際司法裁判所見学等、公式行事はもちろん有意義でしたが、オプションツアーとしての美術館めぐりもあって、なんともぜいたくな旅でした。東京でも今、フェルメール展が開かれています。彼が生涯に残した絵は30数点。そのわずかな作品の数点のオリジナルを現地で鑑賞できたのです。

しかし何といてもゴッホです。アムステルダムのゴッホ美術館には、作品が時代順に並べられて画家の努力と成長の軌跡が見られました。オランダにいる頃の絵は暗い、パリそして南フランスに渡ってからは明るく鮮やかな色調に変わります。ゴッホの傑作はアムステルダム郊外の森の中のクレラー・ミュ

ラー美術館にどっさりありました。「夜のカフェテリア」「アルルのはね橋」も素敵でしたが、私は美術館の創始者のヘレーヌ・ミュラーが最初に関心した「四輪の枯れたひまわり」に心を奪われました。

ゴッホは、画家を志してから自殺するまでのわずか10年間に「描かずにはいられない」情熱をもって約800点の油彩・水彩、スケッチ等1000点を描いています。生前に売れた絵はたった1点。「売れる絵」ではなく「自分が納得する描きたい絵」を描きつづけた美術家魂に改めて深く感動したのです。



これに対して、裁判官を2人としたり、裁判員の数と比較的多くすべきだとの意見は、これまでの裁判のあり方を根本的に変えることが、裁判員制度導入の意味であると考えていたといつてよいでしょう。です

裁判員に選ばれた方達が、主権者として積極的に関与し、日本の刑事裁判を変えて下さることを切望しています。

① しないと大きな損害が生じると裁判所が認めた場合は辞退できるわ。ただ「仕事が忙しい」っていうだけじゃね。だって裁判に市民が参加できるようになったのよ。これを機会に裁判が身近なものになるといいわよね。

② そうか、じゃあ裁判所に行くために会社を休むとき、会社は有給休暇にしてくれるの？

③ 裁判員の仕事に必要な休みを取ることは法律で認められているの。経団連のアンケートだと約8割の会社は休暇制度をつくと答えているわ。そのうちの86%が有休にすると答えているの。でもサラリーマンじゃない人のことも考えると制度として保障されないよね。

④ 有罪無罪を決めるんだよね。膨大な証拠を読むんじゃないの？大変そうだなあ。

⑤ そんなに心配しなくていいんじゃない。原則は法廷で直接見聞きしたことが証拠になるんだから。国民誰もが裁判員になれる制度だから、みんなにわかりやすい法廷でないよね。これからは裁判も変わっていくと思うわ。

⑥ 被告人の一生が決まるんだよね。責任重大だ。僕にできるかな？

⑦ 大丈夫よ、一人で決めるんじゃないから。裁判官3人と裁判員6人がみんな証拠を検討して、対等な立場で十分議論し合っ

⑧ て結論を出すんだから。なるほど。真剣に議論し合えば、きっと納得いく結論が出るよ。なんだか僕にもできそうな気がしてきたよ。ナットク！



「格差社会を生きる — 男と女の新ジェンダー論」

を書き終えて

杉井 静子



私は数年前から山梨県の都留文科大学で「ジェンダー研究入門」という講義をしています。

「ジェンダー」って何？と聞かれるとなかなか答えづらいのですが、一言でいえば男女の生物学的な差異とは区別された「歴史的に形成された社会的・文化的な性差」といえます。ただ、このような「定義」をいくら覚えても、ジェンダーを理解することにはなりません。だから授業では約15回にわたり具体的な事例や社会の現実を話し、かつ学生自身が考え「気づく」ことをめざしています。

この本は、そんな私の授業の中から生まれました。実際に授業で使った図表、私の個人的体験等も豊富に盛り込んでいます。

「気づき」の第一歩として「男らしさ」「女らしさ」として世間的にいわれていることが果たしてどうなのか？を考えさせるグループ討論をします。討論の中で学生たちは「男らしさ」「女らしさ」を固定化するのはおかしい、個性のちがいでないかと気づくようです。

出来るだけ最新の新聞記事などを取り上げますが、最近のもので授業で使えると思った記事に「道路標識『女性の姿を』というタイトルのスウェーデンで

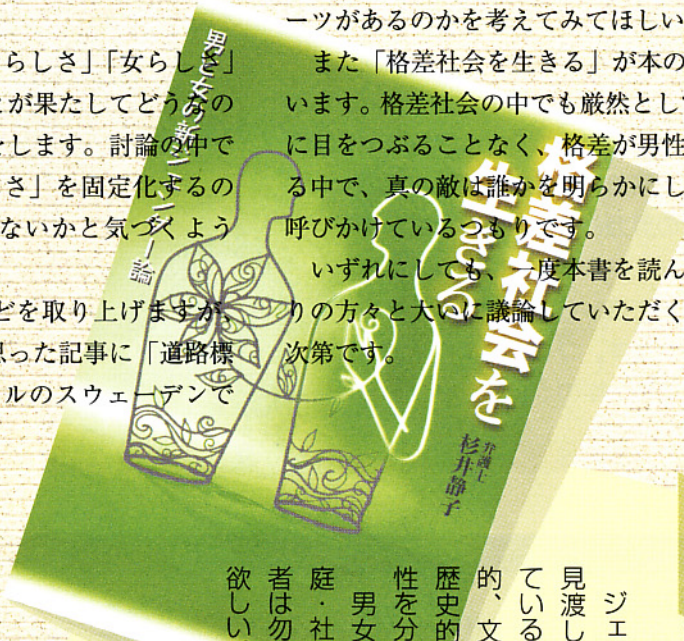
の論争です（朝日2008.8.18付）。道路標識に描かれる人物像が男性の姿ばかりなのは「差別」との指摘をうけて政府が検討を始めたとのことです。一方で「標識をかえれば男女差別が解消される発想はおかしい」などの批判もあるようです。

これはほんの一例ですが、身近にあるこれまで「あたりまえ」と思われていた事例を素材にして「どうしてなのかな」と一緒に考えてみる（検討してみる）ことが大事だと思うのです。

ということで、この本では夫のことを「主人」と呼ぶことについても問題提起をしています。決して「言葉狩り」ではなく、なんで夫が主人なのか、どこにルーツがあるのかを考えてみてほしいからです。

また「格差社会を生きる」が本のタイトルになっています。格差社会の中でも厳然としてある「男女差別」に目をつぶることなく、格差が男性にも及んできている中で、真の敵は誰かを明らかにして、男女の連帯を呼びかけているつもりです。

いずれにしても、一度本書を読んでいただき、まわりの方々と大いに議論していただくことをお願いする次第です。



杉井静子弁護士の著書購入のおすすめ

格差社会を生きる

— 男と女の新ジェンダー論

ジェンダーの視点から私たちの身の回りを見渡してみると「おかしいこと」が山積している。「家事は女がやるべきだ」など社会的、文化的に作られた性別役割分業意識の歴史的背景、その呪縛の中でもがく特に女性を分かりやすく解説。

男女が対等で個人の尊厳を認め合える家庭・社会をつくるためにも、今だからこそ若者は勿論のことどんな年齢層にもぜひ読んで欲しい。

クライアント

白井悦子



ご注文は、同封の注文用紙に、御名前、御住所、TEL・FAX番号、冊数を御記入の上、当事務所又はかもがわ出版にFAXか郵送にてお申し込み下さい。後日郵送にてお届けいたします。



★三里心齋弁護士結婚!!

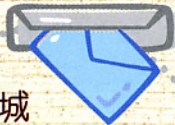
二人の出合は2007年12月1日の新橋。この時公彦は一目惚れ。その後一日も欠かすことなくメールに電話。押しの手でクリスマスにはプロポーズ。年末から年始にかけて英理奈さんの実家徳島へ。ご両親の快諾のもと3月14日には入籍、絵里奈さんの誕生日である9月21日に晴れの舞台となりました。昨年に続く軽やかなステップがふたたび。



エクスターンシップ生の法曹への思い

私と杉井法律事務所

中治 千城



私は、中央大学法科大学院在学中の2007年2月に、杉井法律事務所にて実務法律研修（エクスターンシップ）を約3週間経験させていただきました。

杉井静子先生は、大学の研究室の大先輩にあたる方でして、エクスターンシップ派遣の事務所選びの際に、ぜひ先生の事務所で実務を学ばせていただきたいと思ひまして、希望を出したところ、これまたご縁がありまして、希望通り先生の事務所に派遣される運びとなりました。

事務所の雰囲気は、とてもアットホームで、家族的情味のある事務所だなあ、と感じました。

先生方や、事務局の方にはとてもよくしてもらい、また、法科大学院で学んだ法理論が実務でいかに使われているかなど、貴重な体験をすることができました。

この経験は、本年度法科大学院を修了した後に受験した新司法試験の民事系科目に非常に役に立ったと感じています。また、将来私が弁護士になった際にも、生きてくる経験であるものと感じています。

この経験を生かして、将来、依頼者のために全力を尽くす弁護士になりたいと思ひます。



共有する同時代

一食・農一



かつて田舎の小・中学校には「田植え休み」「稲刈り休み」があった。神社の祭事で早乙女が舞う「御田植え祭」が行われた神田も駐車場になって久しい。

農水省の統計によれば、1965年73%であった私たちの国の食料自給率は、ここ数年39-40%で推移している。農地1ヘクタールあたりの人口扶養力（何人を養えるか）は農業国フランスの3.5倍、アメリカの10倍なのである。1950年（昭和25年）のピークには618万戸だった総農家戸数も、今年252万戸、うち農業所得が主の農家は37万戸。農業従事者は1960年がピークで1,454万人だったが今年299万人、そのうち65歳以上が60%約180万人である。

今、日本の農業の担い手は高齢者だ。以前の多毛作では作付け延べ面積は田畑の2倍近くだったのが激減し、昨今は耕作放棄せざるを得ない状況にまでなっている。後継者等がない超高齢者は、何とか農地を維持したいと休耕地の草取りに肉体的にも経済的にも四苦八苦ししている。

一方、食の安全への不安からか、団塊世代を中心に家庭菜園がちょっとしたブームになっている。地方の自治体の就農支援の説明会等も関心を集めているとのこと。

「持続可能な農業、農業従事者、若い新規就農者が生き生き暮らせる職業としての農業の実現を」と切に思う。が、とりあえず、団塊世代が農地維持活動に参加するのにも一考ではないだろうか。（森元 栄代）

〈お知らせ〉

中村充弁護士は、都合により本年7月31日をもって退所しました。

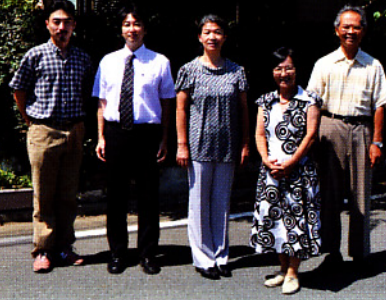


所員のつづき



弁護士

杉野 公彦 締切に追われ、事務所をも生活の本拠としていた弁護士杉野も結婚しました。結婚すればさすがに「家に帰ろう」という意思にはなるもので、帰宅と溜った仕事の処理との両立をいかに図るかが目下の課題になっています。しかし、弁護士3年目を迎えるにあたり、休日も「勤務までの休憩時間」だった弁護士人生にも、余暇を楽しむ気持ちと朝食を採る余裕が芽生えはじめてきました。妻には素直に感謝しておくとしましよう。



弁護士

杉井 静子

「還暦を超え」ることを痛感させられたこの夏でした。海外旅行で風邪をひき帰りの飛行機の気圧の変化で急性中耳炎になり、これが一向に治らない。会議が一番困る。皆の声がかすかに聞こえるだけ。自分の声も耳にこもって聞きづらい。耳に水がたまる浸出性中耳炎になってしまったのだ。医者曰く「浸出性中耳炎になるのは急性中耳炎の約1割。赤ちゃんとも60歳以上の方です。」60歳は体力的にも赤ちゃんに還るのだ！この事実は直視しなければいけない。



事務局

森元 衆代

楽しみで時々観劇に出かけます。最近、井上ひさし氏の「父と暮らせば」を劇団民芸の佐々木梅治さんの朗読劇で鑑賞しました。「広島」のあの日を材に、幽霊の父と生き残った娘との数日を描いたこの作品を、以前こまつ座の舞台で2回（すまけい・辻萬長）、宮澤りえ主演の映画も観ました。痛切、憤怒、哀切、同じ作品ながらその都度、微妙に違う涙の流れ方、心持ちを経験しました。今回は静かに心奮える時間、いのちの力を得ました。これも観劇の楽しみの一つでしょうか。



事務局

片桐 由輝

今年の6月に産まれた三女を妻は自分の健康保険に入れようとしたが認められなかった。加入が認められるのは、妻の収入が夫の収入より多かったときだけとのこと（ちなみに男性が申請した場合はこの限りではない）。妻は女というだけで、自分の子どもを自分の健康保険に入れるという権利がないのである。女性はいまでも男性の支配下にある。いつまでこのような状況におかれるのか。3人の女の子をもつ親として、いま何をすべきか。



弁護士

杉井 徹一

法テラスの仕事をしていて気になることは、法律扶助を拡大する方向性が出されないことである。特に致命的な欠陥は庶民の少額な紛争に法律扶助の適用が困難なことだ。それは扶助費が貸与制であるからである。利用者からすると少額な事件に通常の弁護士報酬は払えない。しかし弁護士はあまりに少額な報酬では受任しない。これを解決するには少額事件について一定額の償還免除をする以外ない。償還金頼りの扶助制度では国の制度とした意味がない。

編集後記

安倍首相に続き福田首相の突然の辞任。メディアは『強力な指導者』（カリスマ）待望論をさも国民の声と称して報道する。でも本当にそれが私たち国民の望むことなのか。かつての日本には、誰かにすぎり、ついていくのではなく、自分たちで作り上げることに熱くなれる時代があった。自分をいまの社会に当てはめるのではなく、自分の存在と権利を認める、そんな社会に変えなければ格差は広がる一方だろう。誰が首相になっても同じである。社会を私たちの手に取り戻さない限り。（片）



アクセス

- 徒歩の場合 西国立駅下車約12分。川崎方面に向い、すぐの踏切を渡る。そこで見上げて頂くと電柱に道案内があります。
- タクシーの場合 立川駅南口から西友ストア青柳店目印。または町田木材店。
- 車の場合 甲州街道「みのわ通入口」信号を入り、最初のT字路左折、つきあたり道なり右折、2軒目。

杉井法律事務所 〒186-0013 東京都国立市青柳3丁目14番6 TEL.042-548-8675 FAX.042-548-8676